

福島県総合計画審議会 議 事 録

日 時 平成30年6月8日(金)
10時30分～12時00分

場 所 杉妻会館 4階 牡丹

福島県総合計画審議会事務局

1 出席者

(1) 総合計画審議会委員 計 21 名

樋口葉子委員、遠藤由美子委員、伴場賢一委員、瀬田弘子委員、今野泰委員、西崎芽衣委員、和田佳代子委員、酒井美代子委員、松本秀樹委員、野崎哲委員、響田倉治委員、渡邊博美委員（代理：石井浩氏）、前澤由美委員、土屋繁之委員（代理：馬場義文氏）、立谷秀清委員（代理：小松信之氏）、鞍田炎委員（代理：浦山文夫氏）、菊池克彦委員、塩谷弘康委員、岩崎由美子委員、古川勉寛委員、森本恭平委員

(2) 福島県 計 29 名

総務部風評・風化対策監、危機管理部政策監、企画調整部企画調整課長、避難地域復興局次長、文化スポーツ局次長、生活環境部企画主幹、保健福祉部政策監、こども未来局次長、商工労働部企画主幹、観光交流局次長、農林水産部企画主幹、土木部次長（企画技術担当）、出納局次長、企業局次長、病院局次長、教育庁政策監、教育庁企画主幹兼副課長、警察本部警務課企画第一補佐、県北地方復興局次長兼復興支援・地域連携室副室長、県中地方復興局次長兼復興支援・地域連携室副室長、県南地方復興局次長兼企画商工部長、会津地方復興局企画商工部長、南会津地方復興局次長兼復興支援・地域連携室副室長兼企画商工部長、相双地方復興局企画商工部副部長（業務担当）兼地域づくり・商工労政課長、いわき地方復興局次長兼企画商工部長

（土地利用計画法 関連 5 法担当）

自然保護課長、農業担い手課長、森林計画課主幹、都市計画課長

(3) 事務局 計 7 名

企画調整部長、企画調整部福島イノベーション・コースト構想推進監兼政策監兼企画推進室長、復興・総合計画課長、復興・総合計画課主幹兼副課長（総合計画担当）、復興・総合計画課主幹（復興計画担当）、土地・水調整課長、土地・水調整課主幹兼副課長（国土計画担当）

2 内容

(1) 諮問

福島県 土地利用基本計画の一部変更について

(2) 議事

- ① 福島県 総合計画の推進について
- ② 福島県 総合計画の指標の上方修正について
- ③ 福島県 土地利用基本計画の一部変更について

3 発言者名、発言内容

次のとおり

—開 会—

司 会

本日は、御多忙のところ福島県総合計画審議会にお集まりいただきましてありがとうございます。本日の進行役を務めさせていただきます企画調整部復興・総合計画課の高橋でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、定刻となりましたので、ただ今から福島県総合計画審議会を開会いたします。

—部長あいさつ—

司 会

企画調整部長

はじめに、企画調整部長の櫻井よりごあいさつを申し上げます。

企画調整部長の櫻井でございます。本日は総合計画審議会の開催にあたりまして、御多忙の中お集まりいただきましてありがとうございます。昨年に引き続きまして会に御参画いただきまして誠にありがとうございます。また、日頃から県政の発展のため、格別の御支援、御尽力をいただき、この場をお借りして改めて感謝申し上げます。

新年度がスタートしたわけでございますけれども、この4月からの2カ月で、双葉郡の二次救急医療を担うふたば医療センター附属病院の開所、あるいは、避難指示が解除された5町村で7年ぶりに地元で学校が再開されるなど、短い期間ではありますが、着々と事業等が進捗しているところでございます。

震災から8年目になりまして、ここで復興の光と影というものが両方見られているところで、光のほうは、今申し上げたような着実な動きがございますけれども、影としてはまだ多くの県民の方が避難生活を送られている等々、課題が山積しているところでございます。

この審議会でも主要議題といたしております総合計画それから復興計画でございますけれども、震災から10年後、オリンピックが開催される年でもあります2020年度を目標年度としております。今年度を含めまして残り3年度ということでございますので、この間に復興と創生の歩みをますます加速化させていくことが重要でございます。本日、お集まりの委員の皆様方のそれぞれの立場から御意見を頂戴して、この加速の流れを強めていきたいと思っておりますので、どうぞ忌憚のない議論のほどお願いできればと思います。本日はよろしくお願いいたします。

司 会

塩谷会長

続きまして、福島県総合計画審議会の塩谷会長よりごあいさつをいただきます。

会長の塩谷です。議事に入ります前に一言ごあいさつ申し上げたいと思います。

昨年の春に避難指示区域が大幅に解除されました。また、今年になりまして、帰還困難区域についても合わせて6つの特定復興再生拠点の計画が国によって認定され、福島の復興・再生は新たな局面に入ったというふうに考えております。しかし、先ほど部長のお話にもありましたように、光の部分と、そして影の部分、両方とも見えてきていると思っています。実際に避難指示が解除されても、住民

の帰還状況というのは市町村、あるいはその中でも違いがあり、被災地ということではひとくくりには捉えきれない、そういう側面があるかと思えます。

また、福島県の復興ビジョンの策定にもかかわった山川充夫福島大学名誉教授の近著、『福島復興学』という本がありますが、その本を読んでいたならば、被害の累積性ということが書かれていました。つまり、被災地から避難所へ向かうときの第一次的な被害、そして避難所から仮設住宅に向かう際の第二次的な被害、そして仮設住宅から復興公営住宅に入る際の第三次被害、そして現在はその避難指示解除以降の第四次被害、こうした被害が一つずつ解消されているのではなくて、その前の被害が解消されないうちに新たな被害が重なってきているという、そういう状況が描き出されていました。特に、解除でふるさとに戻れるということは非常に喜ぶべきことですが、一方で賠償金であるとか、居住補償の打ち切りであるとか、あるいは帰還か避難先での定住かの選択を迫られるということで悩みが深いと思っています。

震災・原発事故から8年目を迎えます。一応、10年が一つの区切りとされていますけれども、県としては、これまでと同様、あるいはこれまで以上に、被災者に対して息の長い支援を続けていく必要があるのではないかと考えています。

この総合計画は福島の復興・再生を進めつつ、さらには21世紀の諸課題にも取り組み、新しい福島を創造するための計画であります。委員の皆様におかれましては、御専門の立場から、福島の将来像について熱く語っていただき、その諸問題を解決するための方策等について積極的に御提言を賜ればというふうに思っております。今日はどうぞよろしく願いいたします。

—— 諮 問 ——

司 会

続きまして、議事の(3)「福島県土地利用基本計画の一部変更」につきまして、知事から審議会へ諮問をさせていただきます。

企画調整部長

国土利用計画法の規定に基づき、福島県土地利用基本計画の一部変更について貴審議会に諮問いたします。どうぞよろしく願いいたします。

(諮問文手交)

塩谷会長

確かに承りました。

—— 議 事 ——

司 会

それではこれ以降の進行につきましては、塩谷会長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

塩谷会長

それでは、議事の進行を務めさせていただきます。円滑な議事進行に御協力をお願いいたします。

まず、議事に先立ちまして定足数の確認を行います。本日は委員現員25名中21名が出席されておりますので、本審議会は有効に成立しております。

続きまして、議事録署名人2名を選びたいと思いますが、私のほうから御指名申し上げてよろしいでしょうか。

塩谷会長	<p style="text-align: center;">（「異議なし」という声あり）</p> <p>ありがとうございます。では、議事録署名人には、お一人は酒井委員、もう一方には森本委員にお願いしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
塩谷会長	<p style="text-align: center;">— 議 事 —</p> <p>それでは議事に入りたいと思います。今しがた諮問がありました福島県土地利用基本計画の一部変更は、次第にありますように議事の3番目となっておりますので、先に議事（1）、（2）から進めていきたいと思っております。</p>
復興・総合計画課長	<p>まずは議事の「（1）福島県総合計画の推進について」、事務局から説明をお願いします。</p> <p>それでは、「福島県総合計画の推進について」、復興・総合計画課の半澤でございます。私のほうから資料1、参考資料1、参考資料2、こちらを使って説明させていただきます。なお、昨年度、この審議会の新たな体制におきましても第1回目の審議会で同様の説明をさせていただいておりますので、その点、御承知おきいただきたいと思っております。</p> <p>まず、資料1を御覧いただきたいと思っております。総合計画「ふくしま新生プラン」でございますけれども、平成24年12月に策定いたしまして、平成32年までの8年間の計画期間、今年で6年目を迎えたところでございます。こちらは県の最上位の計画という位置付けでありまして「夢、希望、笑顔に満ちた“新生ふくしま”」を基本目標に「人と地域」を礎、基礎としまして「活力」「安全と安心」「思いやり」の3つの柱により県づくりを進める計画となっております。</p> <p>お手元に「ふくしま新生プラン」の冊子を御用意させていただいておりますが、こちらの45ページを御覧いただければと思っております。こちらに、礎と3本の柱ということで今ほどのことが記載されております。なお、次の46から49ページにかけて、人と地域」「活力」「安全と安心」「思いやり」にひもづく主要施策22項目が記載されてございます。こちらは資料1の半分より上の部分にもカラーで示してあるところでございます。</p> <p>続きまして、総合計画と復興計画との関係について御説明いたします。復興計画につきましても、お手元に第3次の計画を準備させていただいております。こちらの復興計画は、震災、原発事故からの復旧・復興に特化した取組をまとめた計画となっております。一方、総合計画は、復旧・復興の取組を含めまして全県の施策全般をまとめた計画という形になっております。この両計画の関係が少し分かりづらいかと思っておりますので、資料1の下のほうにポンチ絵を描かせていただいております。このポンチ絵のとおり、総合計画の中に復興計画の10の重点プロジェクトが位置付けられる形となっております。併せてもう一つ、本県には人口減少・高齢化対策に特化した「ふくしま創生総合戦略」というものを平成27年に策定させていただいておりますが、こちらにも総合計画に包含される位置付けとなっております。このようにそれぞれの計画は総合計画と重なる部分がありますことから、進行管理を一体的に進めていくことにしておりますことを御了解</p>

いただきたいと思います。

続いて、資料1の裏面を御覧いただきたいと思います。進行管理に関するPDCAサイクルの図を掲載させていただいております。図のように、総合計画に基づき、県では各種事業、取組を実施いたしますが、後ほど御説明いたします地域懇談会などを通じて地域の現状や課題を把握し施策の評価を行います。評価につきましては、まず県が一次評価を行い、それぞれの施策につきまして、8月下旬までに評価調書にまとめさせていただきます。評価調書につきましては、後ほど参考資料1で簡単に御説明いたします。そして、その評価調書をもとに、当審議会で委員の皆様から御意見を頂戴し二次評価をしていただく形になります。今年度につきましては、この図の中にも書いてありますとおり、9月上旬から中旬頃に第2回目の審議会を開催し二次評価を行っていただく予定としております。かなり分量が多い資料になりますので、事前に委員の皆様には資料をお送りさせていただき、その上で御意見を頂戴するような工夫をしてみたいと考えております。

そして、皆様からいただいた意見をまとめ、10月上旬頃に審議会会長より知事に意見を具申していただき、それを受けて、県では次年度、平成31年度の当初予算編成につなげていくというような流れを考えているところでございます。

続いて3番、資料の3つ目です。地域懇談会について説明させていただきます。今年7月に県内7地域で実施させていただきます。地域懇談会の目的は、地域の現状・課題等の把握でございますので、委員の皆様にもぜひ御参加いただきたいと思いますと考えております。事務局から本日まで委員の皆様の御希望を伺っているところでございますので、未回答の委員におかれましては御回答のほどよろしく願いいたします。

今年度の地域懇談会では、地域の現状と課題とともに、共通の議題として、健康づくり、健康増進について懇談をしていきたいと考えております。これは「ふくしま健民パスポート」などの県民運動や「WALK BIZ（ウォークビズ）」の取組など、県を挙げて健康づくり、健康増進に取り組んでいることから今年度の共通テーマとさせていただいたところでございます。ただし、相双地域につきましては、まさに復興の途上であり、復興の進捗にも違いが生じているなど、共通課題にはなじまないということもございますので、共通課題の代わりに人材確保等のテーマで懇談を予定しておりますことを御承知おきください。総合計画の第4章が地域別の取組であり、地域懇談会での意見が反映されていくものでございますので、積極的に御出席のほどよろしく願いいたします。

続きまして、少し厚い資料となりますが、参考資料1の説明に移らせていただきます。こちらにつきましては、昨年度、平成29年度の主要施策の評価調書となっております。表紙にあります22の主要施策ごとに評価調書をそれぞれ作成し、委員の皆様にお示しして、次回の審議会において御意見を頂戴することといたしております。これを先ほど申しましたとおり、平成30年度分としてまず県で調書をつくり、委員の皆様にお送りして御意見を頂戴するというところでございます。

今お聞きいただいております1ページ目の「人と地域」の1番、「子ども・子育て」を例に御説明をいたします。左上、合計特殊出生率が指標として設定されております。こちら、平成24年まで低下傾向にあったものが、平成25年以降、上昇基調に転じ、震災前の水準を上回り、全国的に見ても高い状況でございます。こういったものを踏まえた代表的な取組として、「結婚から子育てまでみんなで支える環境整備事業」として、ライフステージに応じた相談支援等の取組を記載しております。下段の主な課題と今後の方向性として、結婚、出産、子育てを考える方が安心して実現できる環境整備や支援の充実といった課題に対して、切れ目ない支援の継続と、県民全体で応援する気運の醸成、子どもを産み育てやすい環境整備の推進が方向性として示されております。こうした調書に対して、各専門分野を中心に施策の課題や方向性について御意見をいただくこととなりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続いてもう一つ、A3判の参考資料2につきましては、昨年度の審議会による意見を踏まえた今年度施策への反映状況をまとめたものでございます。上から、資料の左側のほうに審議会意見、県の対応方針等、見出しが付けられておりますが、一番最初の1番、「安心して子どもを産み育てられる環境の整備」、こちらを例示に説明をさせていただきます。こちらの(2)番を使って説明いたしますと、審議会から、育児の孤立化の防止、地域全体で子育てを支え合う気運の醸成といった意見が出されており、県ではそれらを踏まえて、保護者同士の交流の場の提供や子育て家庭の訪問等を進めるといった対応方針を立て、この方針に沿って、今年度、新規事業として「子育て世代包括支援センター設置促進事業」を実施することを記載しているものでございます。こういったものが「人と地域」から「思いやり」まで、それぞれの大項目に沿った意見をいただいておりますので、整理してこの資料をつくっているものでございます。

また、資料1にお戻りいただきたいのですが、裏面のPDCAサイクルのところになりますが、審議会からいただきました意見をまとめ、知事に意見を具申していただき、県では対応方針を立て、その下の事業を構築するという流れの中でこういった資料をつくり込んでいくということを御理解いただければと思います。

簡単ではございますが、資料の説明をさせていただきました。以上でございます。

塩谷会長

ありがとうございました。進行管理の方法については例年同様に、まず県のほうで施策を評価いただきまして、それを調書にまとめる。その調書を次回、9月を予定しておりますけれども、審議会の場で二次評価として審議する。参考資料1として、昨年度の評価調書が配付されておりますけれども、これと同じようなものが審議会の1週間程度前に事務局のほうから委員の皆様へ送付されますので、事前に検討していただいて審議会の場で御発言いただければというふうに思っています。

また、先ほどありましたけれども、7月に県内7地域で地域懇談会を開催しまして、地域の皆さんから直接お話を伺うという予定になっています。なかなか日

程が合わないという方もいらっしゃるかと思いますけれども、貴重な機会ですので、ぜひ1つでも2つでも御参加いただければというふうに思っています。

では、今しがた説明がありました今年度の進行管理の方向、あるいは昨年度の審議会の意見の施策への反映までにつきまして、御質問あるいは御意見がありましたら出していただければと思います。どうぞよろしくをお願いします。

岩崎委員

福島大学の岩崎です。2点ほど伺いたいことがあるのですが、1点目は、先ほどお話のあった資料1の裏面、地域懇談会の位置付けについてです。私は去年からこの委員会に参加させていただいて、初めて地域懇談会に参加させていただいたのですが、極めて重要な意見が出されたというふうに考えております。まさに現場で、最前線で、地域で活躍されている方の意見というのは本当に重要で、それを自分なりにしっかり受け止めて、秋の意見聴取の場でまとめて、県の対応方針ということで、今後こういう形で進めていくべきだというふうにお話をさせていただいたつもりです。とはいえ、全員の委員がこの懇談会に出席できるわけでもなく、もう少しこの地域懇談会で出た意見を施策にどういうふうに反映させていくのかというところを伺いたいと思います。

地域懇談会で出された意見を外から見ることできるよう、議事録が公開されていると思うのですが、そこで出た意見を具体的に施策にどう反映させていくか、もう少し、もう一步踏み込んだ、そういった位置付けが必要なのではないかなというふうに考えました。それを伺いたいというのが1点目です。

それから、もう1つは「子ども・子育て」の、参考資料1の2ページのところですが、保育所入所待機児童数、これが指標の評価でDなのですね。実は、私の近辺で、保育所に落ちたという同僚たちがすごく最近目立っております。本当に力のある優秀な女性職員がなかなか職場に復帰できない話を聞いています。私は、保育所に落ちたというのは、東京とか大都市の固有の問題なのかなと思っていたのですが、どうして福島で保育所に落ちるということが起きてしまうのかということがよくわかりませんでした。全国的な保育所入所待機児童数の比率というのでしょうか、それと比べて福島県はどのような状況にあって、多分市町村間の格差なども大きいと思うのですが、今後、このDという評価をどういう形でさらに改善していくのかということを少し補足していただければと思います。よろしくお願いたします。

塩谷会長

復興・総合計画課長

ありがとうございました。それでは今の2点、御質問が出ましたので。

まず、1点目の地域懇談会を踏まえたその後の対応という部分に対してお答えさせていただきます。昨年度の審議会におきましても、地域懇談会というのが非常に重要であって、そういった意見を自分が出ていた懇談会以外のところでどんな意見が出されたかというのを知りたいというお声も頂戴しました。そちらについては、すべての地域懇談会での意見を委員の皆様と共有できるような形で対応をさせていただきました。

その上で、今年の3月に平成29年度の総合計画の進行管理結果を取りまとめて、委員の皆様にもお送りさせていただいたところではございますが、その中でも「地域別主要施策評価調書」というもので、各地域ごと、県内の7方部の地域

こども未来局	<p>ごとの施策評価調書を取りまとめさせていただきました。その中で、懇談会等で出た貴重な御意見を踏まえて、それぞれの地域ごとに主な課題というものを整理し、その上で懇談会の意見を踏まえた今後の方向性を整理させていただいて、こちらのほうも公開をさせていただいております。具体的に振興局が中心となってそれぞれの地域における取組というものを進めているという整理にさせていただいているところでございます。</p>
	<p>2つ目の保育所入所待機児童数を担当しているこども未来局でございます。</p>
	<p>保育ニーズの予測とその受け皿の確保につきましては、県全体の計画として、各市町村の実情分を集計させていただいて、その予測に応じながら、市町村それぞれに対してさまざまな支援をさせていただいております。</p>
	<p>これは平成 29 年の数字でございますが、保育所の定員数と申込者数を見ますと、実は保育所の定員数のほうが上回っている状況でございます。ところが、なぜこういった待機児童が生じるかと申しますと、私のほうで課題として認識しておりますのは3つございます。</p>
	<p>保育のニーズは、保護者の方が居住地から通勤しやすい場所に預けたい傾向がございます。保護者の居住地、子どもの年齢等によりまして、実際に必要な場所と施設の設置場所とに隔たりがあるということなので、そういった地元のニーズに合わせた施設整備がさらに必要な状況となっております。</p>
	<p>それと、2つ目が、これは全国的な話であります。保育士の不足によりまして、定員までお子さんを預かることができない施設があること。もう1点は、影響はこれからですが、国のほうで議論がございます幼児教育無償化、こういった課題がございます。</p>
	<p>これらに対処するため、資料のとおり、保育施設整備事業ということで受け皿の確保、それと保育士就労支援事業ということで保育士の確保、こういったことに重点的に我々は取り組んでいるところでございます。</p>
	<p>以上の効果かと思っておりますが、最近、福島市で待機児童数が前年に比べて100人ぐらい減ったという報道もございますので、今後、さらにこれらの事業を積極的に進めながら、待機児童の解消を目指していきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。</p>
塩谷会長	<p>ありがとうございます。岩崎委員、よろしいですか。</p>
	<p>1点目のところで確認なのですが、地域別の評価調書というのは審議会のほうでの議論の対象にはなるのでしょうか。それとも、その部分については振興局のほうで評価するということなのでしょうか。</p>
復興・総合計画課長	<p>昨年度までの取り扱いという形でありまして、まずは主要施策 22 の項目の評価に関しては事前にお送りして御意見を頂戴するという形ではありました。地域別の調書に関しての振興局における作業状況等、そのあたりは少し持ち帰って検討させていただきたいと思ひますが、御意見が少しでも反映できるような仕組みも含めて検討させていただきたいと思ひます。</p>
塩谷会長	<p>では、よろしくお願ひします。 関連して、あるいはほかの点で。</p>

いわきで子育て支援活動をしています。先ほどおっしゃっていた保育士不足なのですけれども、いわき市にも保育士養成校がありまして、こちらは毎年数十人の卒業生がいるということで、必ず保育士が輩出されています。私のほうで個人的に、毎月、保育士資格を取得する勉強会を開催しております、一般の一度は主婦になられた方も、それから潜在保育士も掘り起こして試験勉強とともに、もう一度保育に関する今どきの子育ての学び直しというのをやっております。

そちらで出る意見としては、保育の現場が以前に比べてとてもハードで、お母さんたちの精神的状態も結構きついということで、短大生が実習に行った際の保育の現場があまりにも大変で、保育士になりたくないという方が6割以上いらっしゃるそうで、とてもびっくりしました。

なんとかしなければということで、私のほうで広場を運営していますので、どうぞ実習に使ってください。たくさん親子に関わって、もうちょっと異世代交流を促進したらいいのではないかと。それから、学生さんのインターンシップも受け入れています。どうしても成功体験とか、周りがいいように配慮しているので、失敗したりつまずいたりしたときに、自分の意思でどうしたらいいかとかどうしたいとか自分を尊重するような考えではない状態です。そうすると、教育して見守る人たちを用意してあげて養成していかなければならないですし、実習の現場として、即就職して即戦力になってほしいのは分かるのですが、まだまだ10代か20歳になった人たちがいきなり大変な現場に連れてこられると重荷になってしまったり、学生のおときは守られていますからいいところしか見えていなかったりするのですけれども、いざ独り立ちしたときには、待機児童が減っているというのはたくさん受け入れているということにもなりまして、国の制度の保育士1人に対して何歳から何歳まで何人、何十人まで受け入れられるという数字があるのですけれども、1人の保育士に、国の制度で何人までOKだからといって受け入れてしまっているとつぶれてしまいます。待機児童が減っているのは1人の保育士に対する負担を大きくしていることも一因ではないかなと思います。

それから、地域で、今、子育て世代が減っております、いわきでも乳児健診について、初めて1年に1回お休みの日が地区で出てきています。子育て世代が減っているということは保育園に入る子どもたちも減っているので待機児童も減るという計算にもなると思います。もう少し養成するとか、子どもが幼児から育てていくことに目を向けて、今回、子育て支援に対して手厚くなったのでとてもうれしく思うのですが、もう少し教育というところに、思いやりだけではなくて、意欲とか、相手を尊重するというものを教育の中に盛り込んで、お互いに支え合うとこちらの資料に挙がっているのですが、自分に余裕がないといがみ合ったり、悪い相手をつくって自分を安心させたりということで、いじめどころか、そういった職場で頑張るときに心がもたないと思います。もう少し教育のほうで、意欲とか、相手や自分すらも尊重するようなものを練り込んだ上で、支援とその周りのバックグラウンドを基盤整備するなど盛り込んでいただけたらもっといいと思います。

以上です。

塩谷会長	<p>ありがとうございました。現状と取組の御紹介をありがとうございます。ぜひ今年度の審議会でも意見の中でまた御発言いただいて、できるだけ審議していければいいと思います。</p>
瀬田委員	<p>ほかの委員の皆さん、どうでしょう。</p> <p>瀬田でございます。よろしく申し上げます。私も岩崎委員と同じように、地域懇談会についてお尋ねしたいと思います。</p> <p>前々回の資料の内容がとても簡素なものになっていて、地域懇談会の話の内容が分からないということでした。昨年変更していただいて、ありのままの意見を記載していただき、とても分かりやすくていい意見がたくさんあると、目を引くところもたくさんありました。今回もまたそれでステップアップしているなというふうに思って、見やすいとは思っています。</p> <p>そこまではいいなと思いましたが、今度、希望することが1つありまして、懇談会の話の内容ではなくて、県の方でもう少し現場に近い方に地域懇談会に参加していただきたい。逆に住民の参加の要請もあるけれども、行政の参加ももう少し近いというか、例えば東京の事務所の方に来ていただいて交流をやっていますよね。交流事業をやっているのですけれども、内容を分かっているところがあったり、せっかく加速をつけてこれから邁進しようという中で、よりいっそう現実的な話が欲しいのに、紙で、文章で伝えるのはいかがかなというふうにも思いました。</p> <p>例えば、二地域交流でしたか、そのコーディネーターさんとか、そういった方にぜひ懇談会にいらしていただいて、ありのままのことを聞いていただき、それをまた発信していただくということがすごく大事だろうと思います。参加者のみならず、聞く方全員がやはり耳を傾けなければならない生の声なので、そのところはぜひよろしくお願ひしたいと思っています。</p>
塩谷会長	<p>以上です。</p> <p>ありがとうございます。今のお話は、発言者ということではなくて、その場に参加していただいてどういう意見が出たかということを知りたいということですか。分かりました。地域懇談会というのはどういう形で公開というか傍聴ができるのでしょうか。あるいはそういう何かゲストという形で招いて聞いていただくということは可能でしょうか。</p>
復興・総合計画課長	<p>現在の考え方といたしましては、地域懇談会を各振興局で主催するにあたって、各地域団体、住民団体の代表の方を選定していただくことで、具体的にこういってお話をするということは事前にある程度把握させていただいて、その上で、日時と場所、地域の御案内を委員の皆様差し上げて、御都合が合うところに出ていただくというスタイルでありました。</p> <p>今、瀬田委員がおっしゃられたとおり、具体的なテーマがある程度事前に把握できているのであれば、その部分に即した県の職員であったり、県が委嘱しているような委員の方であったり、必ずすべてでできるかどうかということはあるかと思いますが、そういったお話を踏まえて、担当部署が出席するように調整はできる限りやっていきたいと思っております。</p>

塩谷会長 伴場委員	<p>では、その点もよろしくお願いします。</p> <p>伴場です。お世話になります。</p> <p>評価調書のところと、今後行われるであろう施策の評価、総合計画審議会についての御提案だったのですけれども、前期と大きく違うということでいうと、この委員の皆さんの数が圧倒的に違うということで、25人おられるということで考えると、25人全員の意見を聴取するという会議をやるために、1時間半ではちょっとやはりどう考えても短い時間ではないかというふうに考えたときに、施策として、例えば分科会みたいなものを作って、各担当課の方などとも分科会みたいなことをするというのもひとつお考えになられたらどうかなというところがまず1点ありました。</p> <p>あと、評価調書のことだったのですけれども、これは昨年度の振り返りということによかったんですかね。昨年度、自分のうろ覚えの記憶では、これを見ながら、もう一度、新生プランを見ると、全体的に本当にどういうことをやっているのかということが理解できなかったという記憶がございます。指標のほうも、例えば2番目の教育のところでの指標が10個近くある中で、絞って2つ書いていただいたのだと思うのですが、あえて評価をするということであれば、代表的なものではなくて全体的なものを見せていただいたほうが、私は議論がもっと活発になるのではないかという意見を持っています。</p>
塩谷会長	<p>ありがとうございます。議論の仕方については工夫が必要かなと思っています。以前、復興計画の見直しときには、たしか分科会、ワーキンググループを設けて、そこで議論したものを審議会の全体で議論したということもあります。</p> <p>私は、去年の1時間半というのはあまりにも短いかなというふうに思いまして、事前打ち合わせのときに、午前・午後とはいわずとも、もう少し長めに取っていただくか、あるいは事前に意見を集約して論点を整理した上で議論するか、何らかの工夫をしていただきたいということで申し出ています。</p> <p>それから、評価調書についても御意見が出ましたが、その点はいかがでしょう。</p>
復興・総合計画課長	<p>まず審議会の開催時間につきましては、今回は第1回目ということで、今年度の進め方を中心に御説明するというので1時間半に設定をさせていただきました。2回目に関しましては、実際の取りまとめ、御意見を頂戴する場でもありますので、今の意見も踏まえて検討させていただきたいと思います。</p> <p>また、評価調書に関しましては、すべての情報を出してしまうと、委員の皆様にとって御覧いただくという労力の部分もありますし、一方で、こちらのほうで代表的なものを抽出することによってすべてが分かり得ないということもあろうかと思っておりますので、こちらでは代表的なものを挙げますが、そのほかこういったものもありますということをお示しするような形で、その上で追加情報等を適宜対応させていただくというようなことを、今のところ考えているところでございます。</p>
塩谷会長	<p>ありがとうございます。今年度の進行管理の進め方について、さまざま御意見をいただきました。他にありますでしょうか。内容に入っていくと時間が足り</p>

なくなるとお思いますので、どちらかというに進め方について御意見をいただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは指標の話も出ましたけれども、2つ目の議事のほうに移らせていただきます。「福島県総合計画の指標の上方修正について」、事務局から説明をお願いします

復興・総合計画課長

続いて資料2について御説明をさせていただきたいと思えます。

総合計画では、県の取組の成果や現状を測るため、主要施策に対応する指標を設け、その改善を目指しております。指標にはそれぞれ計画期間までの目標値もしくは目指す方向性などが設定されております。県では、この審議会で御議論いただきます総合計画あるいは復興計画のほかに、各部局の進めております部門別計画というものがあり、さらにその下に部門別計画における詳細な個別計画を策定しているものもございます。

この資料2の一番右の欄に対応する部門別計画等の名称を記載しております。こうした計画に基づいてより具体的な取組を進めているところでございますが、この部門別計画等の中でも総合計画と共有する指標が載っております。

本日は、昨年度中にこの部門別計画等の改正により目標値の上方修正があった指標について御報告をさせていただきます。今回、報告をする指標は9つございます。一番下の自殺者数など、昨年の審議会で上方修正の報告をしたもの、今回さらに修正するものなども含めて、9つのうち6つの指標につきましては過去の審議会において上方修正の報告をさせていただいたものでございます。そういったことも踏まえて、現況値につきましては、以前の審議会等で公表した後の直近の値を現況値として記載しております。その右隣には、変更前の目標値、変更後の目標値を2つの欄に分けて記載しており、変更後の太字で示したものが今回修正する目標値となりますことを御承知おきいただきたいと思います。

それでは簡単に個々の指標の修正について御説明させていただきます。まず指標18、生涯スポーツ関連行事の開催回数、こちらにつきましては、平成32年度の目標が2,800回以上でありましたが、既に現況値が目標値を大きく超えていることから、今回、目標値を4,010回以上としたものでございます。

次の指標99、結核罹患率であります。総合計画策定時には低下の方向で検討していたものが、平成25年の審議会で平成29年に人口10万人当たり10人以下という目標値を確定し、現行の目標値を既に達成したため、県の結核予防計画の改定で新たに定めた平成35年に7人以下という目標に上方修正するものであります。

その下、102番、人口10万人に対する医療施設従事医師数であります。現況値が平成28年で195.7人と、平成29年の200人以上という目標にほぼ近づいており、今回改定した第七次県医療計画において、平成35年度に213.3人という目標を定めたので、総合計画の指標も上方修正するものであります。

続いて4つ目です。指標103、就業看護職員数であります。現況値が平成28年度1,303.5人と、平成29年度目標を既に達成していることから、平成35年度に1,335人に上方修正するものであります。

続いて 108 番、特別養護老人ホームの定員数であります。平成 29 年度の現在の目標値 12,807 人に対して、現況値が 12,224 人と達成はしておりませんが、さらなる定員拡大へ向け個別計画の中で平成 32 年度の 13,230 人という目標を掲げたことから、総合計画の指標としても上方修正をするものでございます。

次の 109 番、介護老人保健施設の定員数についても同じ理由によるものであります。平成 29 年度の目標値 7,541 人に対して、現況値 7,433 人と達成はしておりませんが、計画改定により、平成 32 年度 7,562 人という目標を掲げておりますことから上方修正報告をするものであります。

続いて、指標 110 番、高齢者 1,000 人 1 週間当たりのホームヘルプサービス利用回数であります。この指標につきましては、平成 26 年度に 1 週間当たり 103.5 回という目標値の設定をしておりましたが、現況値、平成 28 年度 131.01 回と目標値を達成していることから、今回の個別計画改定に合わせて平成 32 年度 134.3 回の目標を掲げ、総合計画の指標としても上方修正するものであります。

続きまして 121 番、不良食品発生件数であります。平成 29 年度の現況値が 40 件となっており、「ふくしま食の安全・安心対策プログラム（第 3 期）」の改定の際、平成 29 年度の実績値の約半分になる 21 件以下という目標値を設定したことから、総合計画の指標も上方修正するものであります。

最後になります。153 番、自殺者数であります。これは先ほど申し上げましたとおり、昨年度の審議会で平成 33 年、350 人以下との目標値を設定したものでありますが、国の「自殺総合対策大綱」の昨年の改定を踏まえ、国の大綱との整合を図るため、国が示した減少率に基づき目標値を再設定したものでありまして、平成 33 年、310 人以下という目標値に上方修正するものでございます。

今年度の進行管理におきましてはこちらの新しい目標値に基づいて評価をしていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。指標の上方修正についての説明は以上でございます。

塩谷会長
樋口委員

それではこの上方修正に関し、何か御質問、御意見はありますでしょうか。

樋口と申します。よろしくお願いいたします。

指標 103 番の就業看護職員数の件ですけれども、平成 29 年度が 1,228 人から 1,335 人という人数なのですが、これは人口 10 万人に対しての 1,335 人というのは、どの辺が理想的というのがちょっと分からないのですけれども、平成 28 年度が 1,303 人で、そこから 7 年後、平成 35 年度が 1,335 人と、単純に 32 人しか増えていないのかなというふうにちょっと思ったのですけれども、理想的とする看護職員数というのを教えていただければと思います。

塩谷会長
遠藤委員

まず、質問のほうを先に出していただいて、それでまとめてお答えいただきたいと思います。遠藤委員。

遠藤と申します。指標 108 及び 109、特別養護老人ホームの定員数、それから介護老人保健施設の定員数、これが増えているのは大変ありがたいことではありますが、ベッド数とか、それから施設の数とか、そうしたものと連動して増えるのでしょうか。平成 29 年度現在、平成 29 年度の目標値よりも低いのですけれども、これが不思議だなと。待機している人たちがたくさんおられる。ベッド

塩谷会長	<p>数が少なく待機しているという現状と併せて、この増加の裏付けとなるのはどうということなのか教えてください。</p>
保健福祉部	<p>ありがとうございます。ほかに御質問のある方はいらっしゃいますか。よろしいですか。それでは、担当部局のほうから。</p>
保健福祉部	<p>御質問をありがとうございます。保健福祉部でございます。</p>
保健福祉部	<p>最初のお話の、理想の看護職員数ということでございますが、この目標値につきましては、もともとが平成 28 年度末の常勤換算した就労者数、これを基本にしまして、県が看護職員の需給データというのをつくるわけですが、それを策定するために、各病院・診療所、さらには施設等にどれだけの需要が見込めるかということで調査を行っております。その数字を積み上げたもの、それから年休の取得であるとか育児休業の取得の促進というものを見込んで差し引いて出しているというもので、ある意味、目標とすべき数字というのは現場が必要だということで積み上げている、この年にこれだけの数が必要だというものを集めて数字として整理させていただいているということになっております。</p>
保健福祉部	<p>次に、特別養護老人ホーム、それから介護老人保健施設の定員数についての御質問でありますけれども、これが特に施設数と連動するのということですが、実はこれらの数字につきましては、保険者であります各市町村で介護保険事業計画というものをそれぞれおつくりになられますが、その数字を積み上げるということではじき出しております。</p>
保健福祉部	<p>御指摘のように、確かに大勢の方が待機されているという状況の中で、この程度の数字で足りるのかというのは確かに疑問に思われる部分というものがあろうと思いますが、施設数もとにかく箱としてつくればいいのかと言うと、当然それに伴うマンパワーの問題もありますし、各市町村が整備するようになりますので、それに伴う財源というのにも必要になってくると。そしてまた、それをつくる、あるいはマンパワーを確保すれば、当然、今、福島県の介護保険料がおしなべて高くなっているなどというのが新聞で話題になったりしておりますけれども、当然、そういったものをつくる、あるいはマンパワーをたくさん確保するということになれば、それに伴ってどうしても介護保険料をさらにまた上げざるを得ないというような、そういう各市町村も難しい判断を迫られている中で、入所の人数とそれに伴う費用負担というのをどういうふうにか考えるのかというのは非常に各市町村が頭を悩ませた上で数字を出してきている。それを積み上げたものがこの計画の指標になっているというふうにお考えいただければよろしいかと思えます。よろしくお願ひします。</p>
塩谷会長	<p>ありがとうございます。委員のほうから何か。</p>
遠藤委員	<p>そうしますと、指標であって、現実の問題とは非常に乖離しているということですね。ですから、これ全体、先ほども質問ができなかったのですが、各項目が、すべての項目というわけではないのですが、3つ4つ、2つ3つ関連しながら横断的に考えないとだめだねというものが、全部、個別の案件として取り上げられているわけです。</p>
保健福祉部	<p>ですから、この特別養護老人ホームの定員数ですとか、数なのですが、</p>

数で解決できないものが実はこれからの高齢化社会、人口減少の中である。今おっしゃったように、確かに人的な措置や、建物、ハードへの予算や、そうした金銭的なことを考えると全く無理ですよね。ですから、この中で総合計画の中にある、少子高齢化、人口減少・高齢化というものがどこに対応して出てくるのかなというのが、実はよく分らないです。全部個別なのです。個別ではなくて、実は大きな網を掛けて、これから劇的に人口が落ちて、それが長期的にずっと続いていく。個別のテーマを小さく小さく分けていくことではなくて、地域別に課題や状況も全く違うわけですから、人口減少と高齢化に対応できる新たな市町村、行政の仕組みですとか、新たな集落の仕組みですとか、そして新たな、さまざまなインフラが必要であるというところの、もっと大きな、地面から変えないと、10年後にはこれは全く通用しないと思うのです。そういう意味で、あえてここをお聞きしました。この数値ではなくて仕組みそのものが、行政が率先してやれないところは実は集落がやっています。集落の、行政の隙間を埋めているのが団塊世代です。その行政体そのものを維持できなくなるのはすぐ目の前です。その危機感をもっと本質的なところからひっくり返していかないと、システムそのものを全部変えていかないと、数値だけでは分からないところがたくさんあるというのが、この中でいろいろ関連しているので質問のしようがありませんでした。そういうふうなところで大きな網掛けを全部していただきたい。これは提案でした。

塩谷会長

その点について。

復興・総合計画課長

事務局としてお答えさせていただきます。参考資料1を御覧いただきますと、まず1ページ目の「子ども・子育て」というところで、これは総合計画の「人と地域」という礎の中分野に関する施策による調書となっておりますが、併せて関連するところで、上の段の右側に関連する重点プロジェクトということで、復興計画における位置付けまでは記載しております。ただし、今、委員がおっしゃられました「ふくしま創生総合戦略」、人口減少・高齢化対策に基づくものの横串というか、そういった部分をしっかり資料に落とし込めるようにしたいと思います。実際、事業を行う際には、復興事業のことしか考えていないというわけではなく、いろいろな部門に波及するというのを踏まえて意識しながらやっているのは間違いありませんので、そういったものもしっかり見えるような形でお示しできればと考えております。

遠藤委員

ありがとうございます。ぜひお願いいたします。

塩谷会長

ありがとうございました。どうしてもこの評価ということが前提になると、目標値を立てて、その何パーセントが達成できたからAだかBだかということになっていくと思うのですが、なかなかそういう形では全体が見えてこない。「総合計画審議会」という名称でもありますので、できるだけ全体像が見えるような形で資料を出していただけるとありがたいと思います。ありがとうございます。

それでは、議事の「(3) 福島県土地利用基本計画の一部変更について」、事務局から説明をお願いします。

土地・水調整課長

土地・水調整課の坂内と申します。よろしく願いいたします。私からは、お

手元の資料3、資料4、参考資料3に基づいて、福島県土地利用基本計画の一部変更について御説明申し上げます。

初めに、土地利用基本計画の概要について御説明させていただきます。恐れ入りますが、参考資料3「土地利用基本計画の概要について」の1ページ目をお開き願います。土地利用基本計画とは、国土利用計画法第9条に基づいて、国の全国計画及び県の計画を基本として定めております。内容は計画図と計画書からなっております。計画図は土地利用を規制する法律に対応した、五地域と呼んでいますが、五つの地域、都市、農業、森林、自然公園、自然保全の各地域の設定状況を5万分の1の地形図に示したものです。計画書は土地利用の調整指導方針、例えば、農業地域と都市地域が重なった場合にはどちらの土地利用を優先するのか、あるいは、どのような土地利用に誘導するのかということについて記載されたものでございます。土地利用基本計画を変更する場合には、あらかじめ、これも法律要件なのですが、国土利用計画法の規定に基づいて審議会の議を経ることとされております。

2ページ目を御覧ください。今言いました計画図、計画書の標準的な例でございます。福島県のものということではございません。左側は計画図の例となっております。都市地域、農業地域、森林地域などがそれぞれ赤・黄・緑などの色分けで表示されています。右側が計画書の例でございます。大きい項目で1、2とありますが、土地利用の基本方向を示したり、五地域区分の重複地域における調整指導方針などがまとめられているものでございます。

お手数ですが、資料3に戻っていただいて、1ページをお開き願います。それでは、今回お諮りする案件につきまして御説明させていただきます。今回の土地利用基本計画の変更につきましては、下の総括表の一番上に、表題の下にありますが、都市地域を209ヘクタール拡大するものでございます。

具体的な変更箇所等でございますが、2ページ目をお開き願います。変更地域は南相馬市原町区でございます。変更する面積は、先ほど申しましたが、都市地域を209ヘクタール拡大するものでございます。変更を必要とする理由でございますが、この地域は、あとで御覧になっていただきますが、常磐自動車道南相馬インターチェンジの北側に位置しております。また、県道も南北に走るなど交通の便が非常によくて都市的土地利用が見込まれるところでございます。そのため、無秩序な市街化を抑制しながら、周辺の農地や自然環境との調和に配慮した都市の形成を図るため、都市計画区域に編入するものでございます。

3ページ目をお開き願います。今回の変更に伴いまして計画図の変更が出てきます。別紙資料4になりますが、あとで御説明いたします。なお、地元、南相馬市及び国との意見聴取等も行っておりますが、結果につきましては、ともに異議がない旨の回答を得ております。

続きまして計画図の変更について御説明させていただきます。資料4の1ページ目を御覧ください。変更区域の位置図でございます。今回、都市地域を拡大する箇所は図面の下になりますが、ピンクの線で囲んだ地域となります。当該、ピンクで囲んだ地域の左側にグレーの縦の道路のような線が走っていると思いま

すが、これが常磐自動車道でございます。当該地の南側、図面の下のちょっと上です。南側には県道原町川俣線が東西に走っておりまして、常磐自動車道との交錯部がちょうど南相馬のインター付近となっているところでございます。さらに、このピンクで囲んだ当該地を南北に走っている、常磐自動車道とほぼ並行して走っているのが県道相馬浪江線でございます。

続きまして2ページ目をお開き願います。変更の箇所を拡大した変更区域図でございます。この図面の上から下まで、太い線と細い線の赤い線が走っていると思いますが、この右側が、現在、都市地域となっているところでございます。先ほどと同じようにピンクで囲んだ部分は、現在、都市地域から外れておりまして、今回、都市地域として拡大をさせていただきたいと考えている部分でございます。先ほども言いましたが、ねずみ色の線が常磐自動車道でございます。

3ページ目の航空写真を見るともう少し見やすいかもしれません。赤いところが今回拡大する部分で、常磐自動車道、県道12号となっていますが、これが原町川俣線、その交差部分が南相馬のインターチェンジということで、当該拡大しようとするところには、そのほかに県道34号相馬浪江線が走って交通の便のいいところでございます。

今後の手続きとしましては、本日の審議会での審議をいただきまして土地利用基本計画の一部変更が決定することとなります。当該内容の変更が決定いたしますと、個別法、今回は都市計画法になりますが、都市計画法に基づく都市計画審議会の審議や国との調整を行っていただいて都市計画区域の編入手続きを行うこととなります。

以上が本日、委員の皆様にご審議いただきます土地利用基本計画の一部変更の説明でございます。どうぞよろしくお願いたします。

塩谷会長

ありがとうございました。無秩序な計画を防ぐために、この地域を209ヘクタール拡大したいということです。今の説明について、何か御質問、御意見があればお願いしたいと思います。よろしければ、諮問がありました「福島県土地利用基本計画の一部変更について」、これを妥当と認めて、その旨答申するということがよろしいですか。

(「異議なし」という声あり)

塩谷会長

ありがとうございました。それでは答申の文案については私のほうに一任させていただければと思います。

それでは、予定した議題はすべて終了しましたが、何か御意見等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは議事の進行に御協力いただきましてありがとうございました。

——閉 会——

司 会

本日は誠にありがとうございました。以上をもちまして福島県総合計画審議会を終了いたします。ありがとうございました。

(以 上)